

(別紙)

地域サポート計画(新規就農者向け)

(6年4月現在の情報)

都道府県名	北海道	市町村名	池田町	問合せ 窓口	(組織名) 池田町農業構造改善協議会経営部会 (住所) 中川郡池田町字西1条7丁目11	(電話) 015-572-3118 (メールアドレス)
-------	-----	------	-----	-----------	--	--------------------------------

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(単位:人)

	目標		直近過去実績				備考 (年度の考え方等、補足説明が 必要な事項がある場合は記載)			
	令和6年度		令和5年度		令和3年度			平成29年度		
	うち49歳以下		うち49歳以下		うち49歳以下			うち49歳以下		
新規就農者数(必須)	2	2	1	1	1	1	1	1		
内訳	新規参入者数	2	2	1	1			1	1	
	新規自営農業就農者数									
	新規雇用就農者数					1	1			

注1:「新規参入者」とは、土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、当該年度に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。
なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。

注2:「新規自営農業就農者」とは、家族経営体(1世帯(雇用者の有無を問わない)で事業を行う者をいう。なお、農家が法人化した形態である一戸一法人を含む。)の世帯員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。

注3:「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

第2 新規就農者への地域サポート内容

1 地域の紹介等(必須)

就農希望者に向けたサポート宣言	農業関係機関と連携し、営農をサポートします。
地域と農業の紹介文	ワインの町として知られる池田町は農業が期間産業の町です。畑作のほか、酪農、肉牛飼養、野菜などを組み合わせた複合経営、醸造用ブドウの栽培と多様な農業が営まれています。
主な農産物	小麦、てん菜、豆類、馬鈴しょ、酪農、肉牛、野菜
地域が求める新規就農者	将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、就農に必要な生産技術や経営管理方法等の実践的な営農実習を終了した者

2 地域サポート体制(必須)

支援分野	担当機関・部署名	支援分野	担当機関・部署名
技術・経営指導	JA十勝池田町営農部、十勝農業改良普及センター、池田町(農林課農政係)	販路支援	JA十勝池田町営農部・農産部
農地確保支援	JA十勝池田町営農部、池田町農業委員会	生活に係る支援(住居、子育て等)	JA十勝池田町営農部、十勝農業改良普及センター、池田町(農林課農政係)
機械・施設等の確保支援	JA十勝池田町営農部、池田町(農林課農政係)	事務局・全体調整	池田町(農林課農政係)
資金相談	JA十勝池田町農部、池田町(農林課農政係)		
農業者による指導	指導農業士、農業委員		

3 新規就農者への支援内容(取り組んでいる支援を記載)

区分	支援項目	支援内容の紹介
就農意欲喚起	就農・移住相談対応、就農相談会の開催	就農・移住相談対応は適宜実施。
	就農体験ツアー・インターンシップの実施	
	ホームページ、パンフレット等での情報提供	
	その他	
就農前の支援	研修の実施(生産技術・農業経営の研修、研修先とのマッチング等)	
	就農計画作成サポート	JA十勝池田町営農部、十勝農業改良普及センター、池田町(農林課農政係)により相談・作成支援。
	農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	JA十勝池田町営農部等、池田町農業委員会、池田町(農林課農政係)と連携して対応。
	販路確保、販路開拓に向けた支援	JA十勝池田町営農部・農産部等で相談対応
	生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、研修手当、子育て支援等)	
	その他	

就農後の定着・経営発展に向けた支援	就農後の生産技術・経営力向上のための指導、研修	十勝改良普及センターによるヤングファーマーズ講座等実施
	規模拡大に向けた農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	JA十勝池田町営農部等、池田町農業委員会、池田町(農林課農政係)と連携して対応。新規就農者支援育成補助金の活用。
	販路確保、販路開拓に向けた支援	JA十勝池田町営農部・農産部等で相談対応
	地元農家や地域住民との交流促進の取組	
	生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、子育て支援等)	
	その他	

注: 地域で実施している支援について、「支援項目」欄の該当項目に○を付け、取組の詳細や新規就農者にアピールしたい内容を「支援内容の紹介」欄に記入

4 就農までの流れ(必須)

就農相談	就農準備段階	就農
随時対応。JA十勝池田町、十勝農業改良普及センター、池田町(農林課農政係)のいずれかの機関で相談可能。	JA十勝池田町営農部、十勝農業改良普及センター、池田町農業委員会、池田町(農林課農政係)が連携して、就農計画等の作成支援。	農地、施設及び機械の取得、資金等の貸付実行

5 経営開始5年目の農業経営の目標・農業経営モデル

(1) 経営開始5年目の目標(主たる従事者1人当たり)(必須)

年間所得	240 万円	年間労働時間	1800~2000 時間
------	--------	--------	--------------

(2) 経営開始5年目の目標となる農業経営モデル(必須)

営農類型	品目	経営規模(a、頭数等)	収量	収支	労働力	主たる従事者1人当たり労働時間	備考
施設野菜	小麦	350 a	0.7 t/10a	売上 1438 万円	専従 人	2,000 h/年	
	豆	350 a	0.2 t/10a	経費 822 万円	パート 人		
	ゆり根	100 a	1.7 t/10a	所得 616 万円	臨時 20 人		
	大根	120 a	11 t/10a				
主な施設・機械等	農業用倉庫	1 棟	ダンプトラック	1 台		台	
	作業機械	一 式	軽トラック	1 台		台	
	トラクター	3 台		台		台	

注: 必要に応じて適宜行を追加して記入してください。

(3) その他情報(任意、自由記載)

注: 必要に応じて適宜行を追加して記入してください。